

---

# 日本におけるIRの動向

 平成29年8月

---

# 1 IR推進法の成立①

- 政府は、日本再興戦略2016などにおいて、2030年までに訪日外国人観光客6千万人を目標とし、新たなツーリズムの創出、MICEの誘致、投資の促進などといった施策を掲載。
- こうした中、税負担なき経済対策、都市政策として、また、2020年東京オリンピック・パラリンピック前後の切れ目のない国際観光政策としてIR整備を推進。
- 昨年12月に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」(IR推進法)が公布・施行され、施行後1年以内を目途に必要な法制上の措置が講じられる予定。

## IR推進法の概要

- ・ 特定複合観光施設とは、カジノ、会議場、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設等が一体となっている施設で、民間事業者が設置運営をするもの。
- ・ 特定複合観光施設区域の整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元。
- ・ 特定複合観光施設を設置できる区域は、地方公共団体が申請し、国が認定。
- ・ 政府は、本法施行後1年以内を目途に、実施法の措置。
- ・ カジノ施設の設置運営は、内閣府の外局として置かれるカジノ管理委員会が規制。
- ・ 政府は、カジノ施設に係る不正行為の防止、有害な影響の排除措置を実施。
- ・ 国は、本法公布後3ヶ月以内に特定複合観光施設区域整備推進本部を設置。
- ・ 本法施行後5年以内を目途に、必要な見直し。

## 2 IR推進法の成立②

- IR推進法の可決にあたっては、衆議院内閣委員会(2016年12月2日)及び参議院内閣委員会(2016年12月13日)でそれぞれ附帯決議が決議。
- 中でも、ギャンブル等依存症対策は、抜本的に強化することが求められている。

### 附帯決議の概要

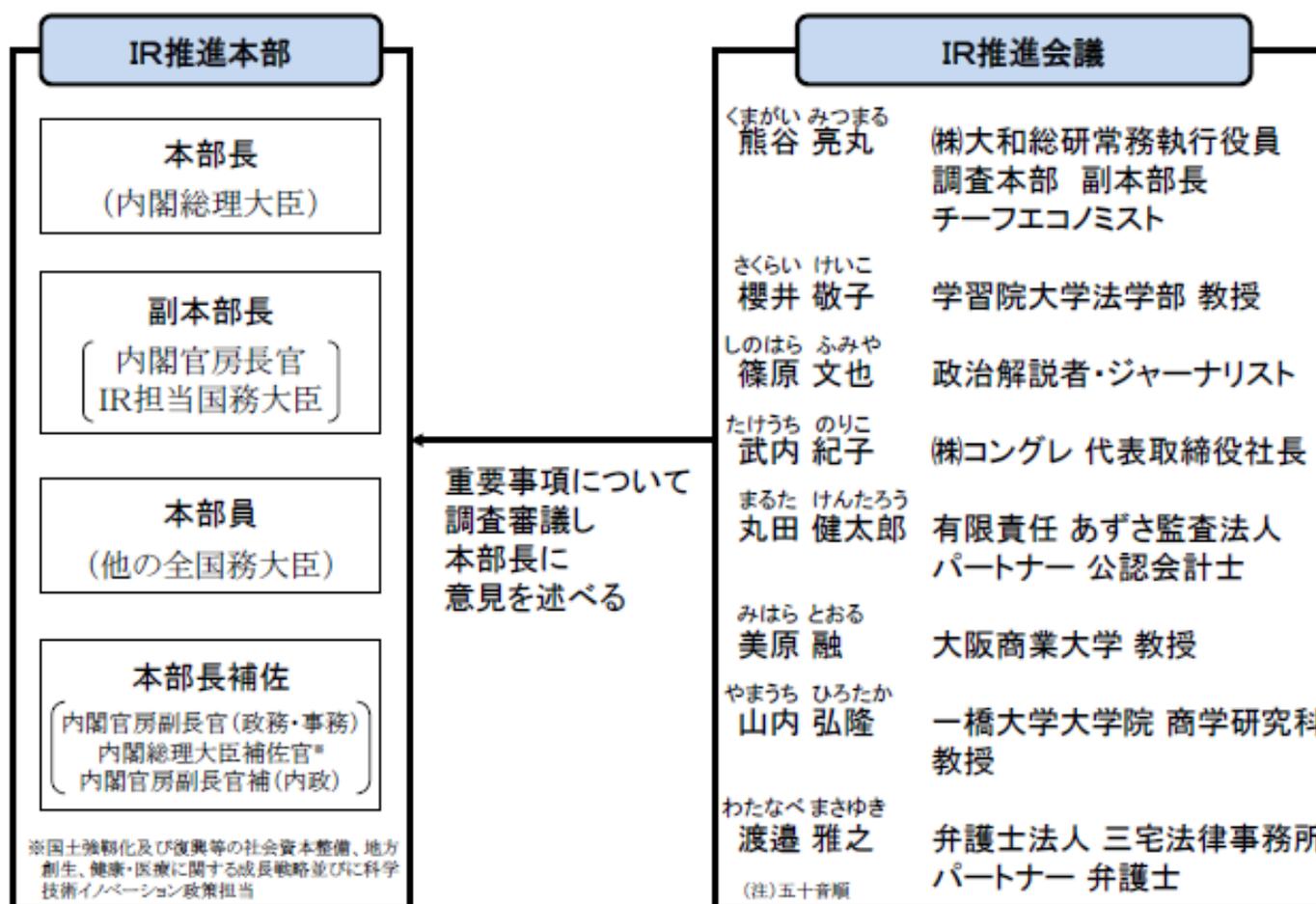
- ・ 施設全体に占めるカジノ施設の規模に上限等を設置。
- ・ 国際的競争力の観点及びギャンブル等依存症予防等の観点から、厳格に少数に限定。
- ・ 地方公共団体が区域の認定申請を行う場合、地方議会の同意を要件。
- ・ カジノには厳格な入場規制を導入。
- ・ ギャンブル等依存症対策に関する取組を抜本的に強化。
- ・ 世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築。
- ・ カジノ管理委員会は、独立した強い権限を持ついわゆる三条委員会として設置。

### <ギャンブル等依存症対策>

- ・ 政府はギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議を設置(2016年12月)し、具体的な対策やその実施方法について、本年夏を目途に取りまとめる予定。
- ・ 自民党及び公明党が提出(2017年6月13日)した「ギャンブル等依存症対策基本法案」と、民進党及び自由党が提出(2017年6月16日)した「ギャンブル依存症対策基本法案」が現在、閉会中審査。

### 3 国のIR推進体制

- 特定複合観光施設区域整備推進本部が本年3月24日に発足。(本部長:安倍首相)
- 特定複合観光施設区域整備推進会議(IR推進会議)において議論が進められており、目指すべき日本型IRや認定制度等、主な論点について夏頃に大枠が取りまとめられる予定。



出典:特定複合観光施設区域整備推進本部会合資料

## 4 国のIR推進会議での協議状況①

- 特定複合観光施設区域整備推進会議(IR推進会議)で示された一体として構成すべき中核施設の種類・要件は、カジノ施設に加え、次の4つの施設全てが一体となっている方向で検討。

### 「特定複合観光施設」構成中核施設の種類・要件

国際会議場・展示場等	MICE誘致に当たり、日本の国際競争力の向上が図られる機能を有する施設
レクリエーション施設、ショッピングモール等	我が国の伝統、文化、芸術、技術などの魅力をショーケースとして強力に発信する機能を有する施設
日本国内の旅行を提案・アレンジする施設等	ショーケースで触れた日本の魅力を実際に現地で体験するため、各地へ観光客を送り出す機能を有する施設
ホテル等	国際競争力のある滞在型観光拠点として、宿泊需要に対応し、かつ、宿泊需要を生み出す機能を有する施設

出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料をもとに作成

## 5 国のIR推進会議での協議状況②

○ カジノ事業については、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないよう、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築。

### カジノ事業の規制等

#### ○ カジノ事業参入の規制

- ・ カジノ行為が実施されるIR 区域の数を制限するとともに、ゲーミングエリア面積の上限値を設定する。
- ・ カジノ事業免許は次の6つの原則を基に制度設計する。
  - ① カジノ事業は免許制とし、免許は更新制
  - ② カジノ事業免許を受ける主体は、I R 事業者に限定
  - ③ カジノ事業免許の審査は、I R 事業者のみならず幅広い関係者を対象
  - ④ I R 事業者の株主等(保有割合5%以上)は認可制等で規制
  - ⑤ I R 事業者の取引は認可制等で規制
  - ⑥ カジノ管理委員会はあらゆる関係者に徹底的な背面調査を実施

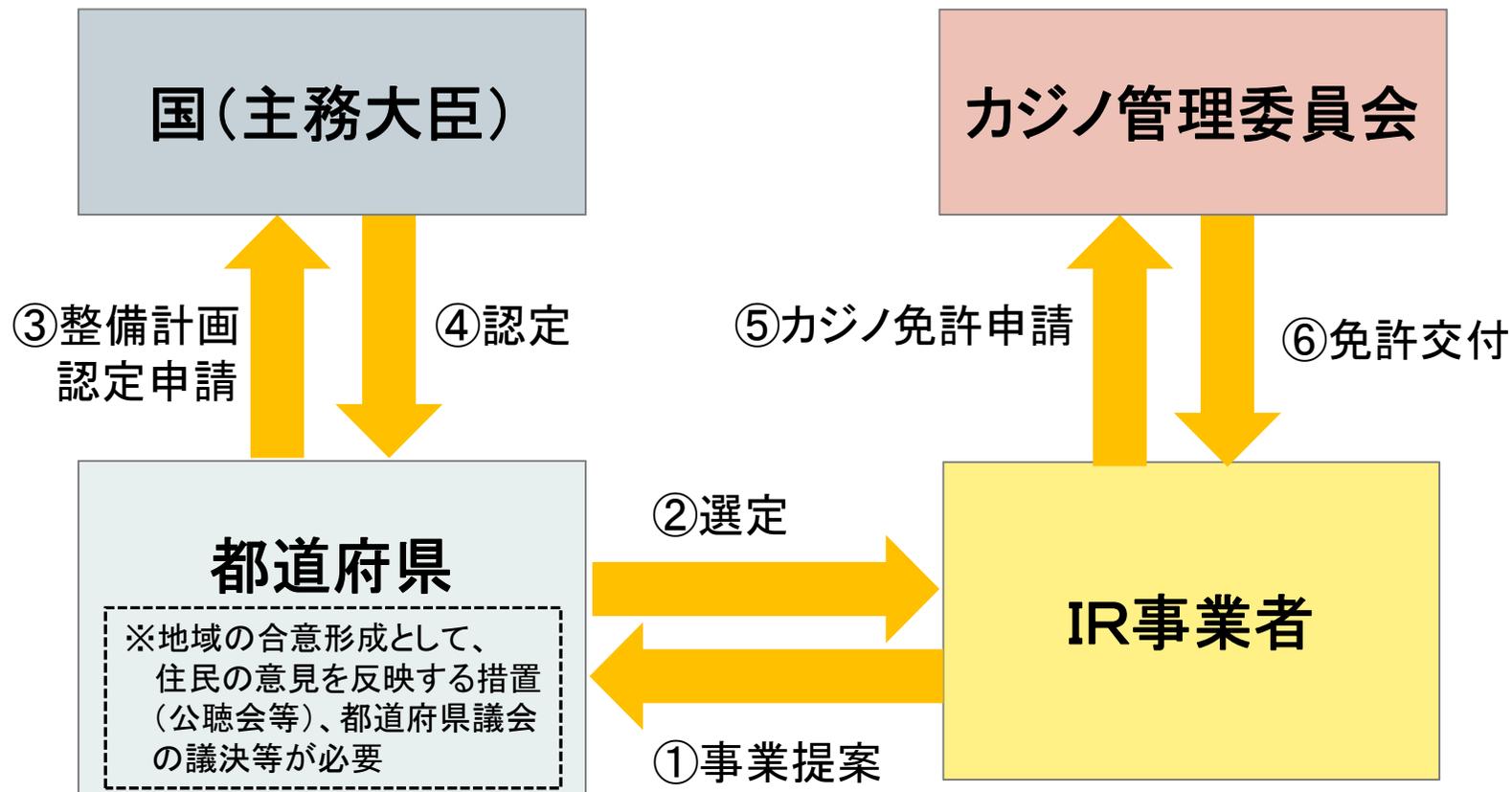
#### ○ カジノ施設への入場規制、弊害防止対策等

- ・ 日本人及び国内居住外国人に対してカジノ施設への入場回数制限を設けることとし、入場者についてマイナンバーカードを用いて本人確認を行う。
- ・ 外国人旅行客以外の者に対して、1日(24時間)単位で入場料を課す。
- ・ クレジットカードを利用したチップの購入は外国人非居住者に対するもののみ認めることとし、ATMについては、カジノ施設内の設置を禁止する。
- ・ 20歳未満の者はカジノ施設への入場を禁止するとともに、20歳未満の者に対するカジノ事業に関するビラ等の頒布や勧誘を禁止する。
- ・ 暴力団員のカジノ施設への入場を禁止する。
- ・ 一定額以上の全ての現金取引についてカジノ管理委員会への届出を義務付ける。

## 6 国のIR推進会議での協議状況③

- IR区域認定の申請主体は都道府県とし、都道府県は整備計画(区域、事業者、事業計画含む)を国に申請し、国が区域を認定。
- 都道府県は申請にあたり、地域の合意形成が必要であり、住民の意見を反映する措置や、都道府県議会の議決が求められる。

※政令指定都市も申請主体に含めるが、申請には都道府県への協議等を求める



## 7 他の自治体の動向

○ 国の動きを踏まえ、全国的にIR整備を見据えた自治体の動きがみられる。

地域	候補地	取組状況
大阪府	夢洲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本年3月に学識経験者、経済団体、府市関係部局長等によるIR推進会議を設置。</li> <li>・ 今年度から府と市の共同組織「IR推進局」設置</li> <li>・ IR構想作成や府民説明会等を実施予定。</li> </ul>
神奈川県	横浜市都心臨海部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市は「IR等の新たな戦略的都市づくり」の予算として、2014年度以降毎年1,000万を計上。</li> </ul>
北海道	新千歳空港隣接地域、ルスツリゾート等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 釧路市、苫小牧市、留寿都村がIR誘致を表明。</li> <li>・ 北海道は、I R事業誘致是非判断を行っていくための調査事業を今年度中に実施。</li> </ul>
和歌山県	和歌山マリーナシティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本年2月に和歌山市長はIR誘致を正式表明。</li> <li>・ 和歌山県知事は本年5月に市とともにP Rに取組む意向を表明。</li> <li>・ カジノは外国人専用とする意向。</li> </ul>
長崎県	佐世保市ハウステンボス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2014年に「長崎県・佐世保市IR推進協議会」を設置し、2015年に「長崎IR構想骨子」案を発表。</li> <li>・ 今年度は県・市で750万を予算計上し、「基本構想」を策定予定。</li> </ul>

出典：自治体ホームページをもとに作成